

船員保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届

【手続概要】

マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者であれば原則届出は不要です。

被保険者のうちマイナンバーを有していない海外居住者、短期在留外国人の住所の変更または住民票住所以外の居所を登録する場合、「被保険者住所変更届」を提出してください。

【添付書類】

不要

【留意事項】

この届書は、国民年金第3号被保険者である被扶養配偶者の変更後住所についても併せて届け出いただく様式となっています。船舶所有者は、被扶養配偶者である国民年金第3号被保険者から住所変更届が提出された場合は、併せて提出してください。

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

電子申請（※）、郵送、窓口持参

※国民年金第3号被保険者住所変更届は、電子申請による届出ができません。